

壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計） 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 趣旨・目的

那覇市立壺屋焼物博物館（以下「博物館」という。）の外壁等の改修を行い、視認性及びユニバーサルデザイン環境を高め、外国人観光客を含む多様な観覧者への発信を強化するために、博物館の機能を強化整備し、もって博物館来館者の満足度を高めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）業務委託

(2) 業務内容及び履行方法

- ①建物現況と既存図面との整合性の確認及び必要箇所の図面修正
- ②壺屋焼物博物館の視認性向上の提案
- ③壺屋地域との設計案の合意形成を図るための住民説明会等(2回以上)
- ④既存建物の劣化状況調査（躯体等の劣化状況）※1
- ⑤アスベスト含有調査

（屋上：防水材、防水下地材、外壁：Pコン穴モルタル、建具まわりシール）

- ⑥シーリング打ち替え工事の使用材料の検討・提案
- ⑦外壁劣化部分の改修工法、使用材料の検討・提案
- ⑧仕上塗装材の仕様（複層塗材等）検討・提案
（別紙を参考に、仕上塗材仕様の比較表を作成すること。）
- ⑨屋上防水改修工法の使用材料の検討・提案
- ⑩その他、既存建物の調査により改修する必要がある部分の検討・提案
- ⑪積算数量算出書
- ⑫見積単価資料の作成
- ⑬工事内訳・仕様書の作成

別添「壺屋焼物博物館外壁等改修工事業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり

※1 既存建物の劣化状況調査については、コンクリート・モルタルの浮き、剥離、クラック等を対象とする。調査範囲は、屋上、外壁、建具、柱、軒天等とし、特別な安全対策や仮設足場等によらずに可能な範囲にて実施する。

(3) 提案上限額

提案上限額は 6,521,900 円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

※提案上限額以下で見積もること。提案上限額は、企画提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

- (4) 業務委託期間
契約締結の日から令和8年3月19日まで
- (5) 契約課
那覇市市民文化部文化財課

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により「壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」にて受託者を選定する。

4 応募資格

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 那覇市内に本店、支店や営業所等がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (4) 参加表明書提出時点で、本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 過去10年間（2015年（H27）4月1日から2025年（R7）6月27日まで）において、他の自治体、民間等へ類似業務の実績があること（本店、支店、営業所等含む）。なお、類似業務の実績とは、施設外壁改修工事の設計について、法人として1つ以上の実績があることをいう。

5 応募の手続き

- (1) 日程 本受託者選定プロポーザルの公募開始から契約までの日程は次のとおり。

- ① 令和7年5月30日（金）公募開始、質問受付開始
- ② 令和7年6月3日（火）説明会
- ③ 令和7年6月5日（木）質問締切 ※午後5時必着
- ④ 令和7年6月11日（水）質問回答

- ⑤ 令和 7 年 6 月 27 日（金）参加表明書締切日 ※午後5時必着
- ⑥ 令和 7 年 7 月 1 日（火）参加資格結果通知日
- ⑦ 令和 7 年 7 月 15 日（火）企画提案書締切日 ※午後5時必着
- ⑧ 令和 7 年 7 月 22 日（火）プレゼンテーション審査日
- ⑨ 令和 7 年 7 月 25 日（金）審査結果通知日

(2) 応募要領等の配布について

本市ホームページ及び博物館ホームページよりダウンロードすること。

(3) 質問事項の受付について

① 質問受付期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）～令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時必着

② 質問方法

博物館宛てメールにて【様式 8】により提出すること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

本業務の内容に関する質疑・回答は、公告に基づき行う。また、質問の期限は厳守し、期限を過ぎた場合は受け付けないものとする。

提出先：C-TUBOYA001@city.naha.lg.jp

③ 回答日及び回答方法

令和 7 年 6 月 11 日（水）までに本市ホームページ及び博物館ホームページに掲載する。

(4) 説明会の開催について

参加希望者が、業務の主旨に沿った企画提案書等の作成ができるよう、次のとおり説明会を開催する。

【説明会の日時及び場所】

日時：令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 3 時

場所：那覇市立壺屋焼物博物館 3 階 図書講座室

6 参加表明書等の提出について

参加希望者は、参加表明書に関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加表明書【様式 1】

添付書類

ア 誓約書【様式 2】

イ 定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）

- ウ 事業者の印鑑登録証明書
- エ 事業者の使用印鑑届
- オ 県市町村税及び国税（法人税、所得税、消費税）の納税証明書
（滞納が無いことがわかるもの）
- カ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可・直近1年分）
- キ 110円切手を貼付した長3封筒
（申請者の住所と氏名等を記載）（通知書送付用）

※イ～オについては、発行後3ヵ月以内のものとする。

- ② 会社概要書【様式3】
 - ③ 受託実務実績書【様式4】
 - ④ 管理技術者経歴書【様式5】
 - ⑤ 主任担当技術者経歴書（総合）【様式6】
 - ⑥ 主任担当技術者経歴書（積算）【様式7】
- （④、⑤、⑥について※資格を有することがわかる証明証の写しを添付すること）

（2）参加表明書等提出期限・方法

提出期限：令和7年6月27日（金）午後5時必着

提出場所：那覇市立壺屋焼物博物館2階 事務室

提出方法：直接持参（開館日に限る。平日月曜休館。）又は郵送必着

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた参加表明書等は受け付けない。

7 参加資格審査結果通知について

本市は、受理した参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて確認し、参加資格審査の結果について、「参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書」（※有資格者宛通知）又は「参加資格審査結果通知書」（※無資格者宛通知）により、通知するものとする。

8 企画提案書の提出について

別紙「企画提案書等作成要領」のとおり。

9 プレゼンテーションの実施及び優先交渉権者選定までの流れ

プロポーザル審査は、以下のとおりとする。

一次審査（資格審査）

壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会事務局において、応募資格を満たしているか審査を行う。一次審査により、応募資格を満たしていないことが判明した場合は、二次審査に進めないものとする。また、応募多数の場合は一次審査において事業者数を5者に限る。審査結果は、参加希望者あてに文書にて通知する。審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせ、審査結果に関する異議申立てには応じない。

二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過者に対し、二次審査を実施する。二次審査の実施概要は下記のとおりとする。なお、提案者が1者の場合でも二次審査を実施する。

(1) プレゼンテーションの実施

- ① 企画提案内容等の確認のため、以下の日時・場所でプレゼンテーションを実施。

日時：令和7年7月22日（火）

※各事業者のプレゼンテーションの実施時間については別途通知します。

場所：那覇市役所901会議室

順番：参加表明書の受付順とする。

- ② 使用する機材のうちモニター、接続ケーブル（HDMI）は本市で用意する。パソコン・USB等については、提案者にて用意すること。

(2) 審査区分及び審査方法

審査は、「壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）業務委託評価判定シート」に沿って実施する。

(3) 審査項目及び配点（100点）

ア 本業務に従事する技術者の資格及び配置に関する項目（15点）

管理技術者、主任担当技術者（総合、積算）の資格及び配置

イ 本業務に従事する技術者の経歴（10点）

管理技術者、主任担当技術者（総合、積算）の経歴

ウ 本業務の企画提案の内容（60点）

（1）テーマ①壺屋焼物博物館外壁等の視認性を強化するための設計提案内容か

（30点）

（2）テーマ②壺屋地域と融合した外壁等の設計提案内容か（20点）

（3）テーマ③企画提案において適切な創造力、実現性を持つ提案内容か

(10点)

エ 総合的な判断 (10点)

オ 価格の審査 (5点)

(4) 優先交渉権者等の選定方法について

優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定を行います。

- ① 審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ② 上記①において、順位を第1位とした委員が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした委員の評点の合計が高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、評点の合計が同じ場合は、見積価格が安価な者を選定する。次点者以降の選定についても同様とする。
- ③ 上記 ①および②にかかわらず、見積価格に関する項目を除く各委員の評点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者名のみ全提案者に対して文書で通知する。

(6) 著作権の取扱いについて

- ① 本業務により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、本市に譲渡する。また、著作者人格権を行使しないものとする。

(7) その他注意事項

- ① プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- ② 企画提案書は、1事業者につき1提案とすること。
- ③ 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- ④ 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料は返却しない。
- ⑤ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑥ 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。また、選定結果に対する異議は受け付けない。
- ⑦ 参加表明書又は企画提案書等の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合の提案については、無効とする。

- (1) 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提案上限額を越えた提案をしたとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

11 審査結果の通知・公表

審査手続きの公平性、透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たす観点から、以下のとおり情報の公表を行なうものとする。

(1) 審査結果の公表

① 公表の方法

優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者名を本市ホームページ及び博物館ホームページにて公表するものとする。

② 公表に当たっての留意事項

- ・審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。
- ・公表に当たっては、個人情報の保護に十分に配慮する。

(2) 企画提案書等の公表

提案者から提出された企画提案書等の公開については、那覇市情報公開条例に基づき判断するものとする。

12 契約締結に向けての協議

- (1) 審査の結果通知後、優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

協議の結果、業務内容及び契約内容について合意をした場合は、当該業務に係る仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を契約予定者から徴収し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 本業務の委託契約は、那覇市契約規則によるものとする。

1 4 その他

本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

1 5 問合せ先

〒902-0065 沖縄県那覇市壺屋1丁目9番32号

那覇市立壺屋焼物博物館

電 話：098-862-3761 (月曜日を除く、9:00~17:00 まで)

F A X：098-862-3762

電子メール：C-TUBOYA001@city.naha.lg.jp

担当 渡慶次・宮城・倉成